（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会保険審査調整室） **第六十八条**　総務課に、社会保険審査調整室を置く。 2　社会保険審査調整室は、社会保険審査会の庶務に関する事務をつかさどる。 3　社会保険審査調整室に、室長を置く。 **第六十八条の二**　（略） （年金指導課の所掌事務） **第七百十条の二の二**　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関すること。 三～十　（略）	（削る） **第六十八条**　（略） （年金指導課の所掌事務） **第七百十条の二の二**　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関すること。 三～十　（略）

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）	
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）
イソプロピルエーテル	（略）	（略）

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

附　則

この省令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、第一条中厚生労働省組織規則第七百十条の二の二第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）	
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）
イソプロピルエーテル	（略）	（略）